

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、吉舎中学校区の小中学校をつなぐ教育を推進するために、必要な事項を定める

2 本協議会は、吉舎中学校区の全小中学校職員・P T A役員により構成され、小中一貫教育を推進し、「自ら学び、考え、自立した行動ができる『きさ』の子どもを育成する」ことを目的とする。

〔定義〕

第2条 この規定で「職員」とは、吉舎町内小中学校に席を置く教職員をいう。

第2章 運営に関する事項

〔運営組織〕

第3条 「きさ」小中一貫教育推進協議会（以下「推進協議会」という）の運営組織は、職員・P T A役員をもって構成する。

第4条 推進協議会の構成は、次のとおりとする。

会長、副会長、事務局、庶務部、学力向上部、生活向上部、企画委員会、小中合同研修会

第5条 組織図は、別紙1のとおりとする。

〔会長・副会長〕

第6条 推進協議会には、会長1名、副会長3名を置く。

2 会長は、中学校の校長とする。副会長は、小学校の校長とする。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長は庶務部に属し、副会長は、協議の上、学力向上部会及び生活向上部会に所属する。

〔事務局〕

第7条 事務局は、小中学校の教頭及び中学校小中一貫教育推進員、事務局員の8名で構成する。

2 事務局長1名を置く。事務局長は、中学校の教頭が務める。

3 事務局次長1名を置き、中学校小中一貫教育推進員が務める。事務局次長は、事務局長を補佐し、広報を担当する。

3 事務局は、会長の命を受け、各小中学校の取組の進捗状況を把握し、各部会の活動調整及び小中合同研修会等の企画運営を行う。

〔企画委員会〕

第8条 企画委員会は、会長、副会長、事務局で構成する。

2 委員長は会長とし、司会は副会長、記録は事務局長とする。

3 企画委員会は、推進協議会の各部会の活動内容の協議や年間計画等の調整を行う。

〔部会〕

第9条 部会は、庶務部会、学力向上部会、生活向上部会の3部会とする。

2 部会には全職員がいずれかに所属する。

3 学力向上部並びに生活向上部には、部会長及び副部会長、各学校代表を置く。但し、部会長、副部会長は学校代表を兼ねる。

4 学力向上部並びに生活向上部は、定期的に学校代表者会（各学校1名）を持ち、連絡調整及び取組の進捗状況を交流する。また、その状況を事務局へその都度報告する義務を負う。

第10条 庶務部会は、会長、事務長、事務職員で構成する。

2 部会長は、事務長が務める。

3 庶務部は、予算事務の計画・執行を行う。

第 11 条 学力向上部会は、小中学校の教務主任・研究主任及びその他の職員で構成する。

2 部会長は、小学校の部会員から互選する。

3 児童生徒の自学力育成に向けた学力向上にかかわる研修を深める。

第 12 条 生活向上部会は、生徒指導主事・保健主事及びその他の職員で構成する。

2 部会長は、中学校の生徒指導主事が務める。

3 児童生徒の自学力育成に向けた生活指導にかかわる研修を深める。

[小中合同研修会]

第 13 条 小中合同研修会は、全職員を持って構成する。

2 企画運営は、事務局が行う。

3 研修内容は、授業研究等を行う。

附則

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 3 月 31 日に一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 31 日に一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。